

○東京藝術大学音楽学部運営会議内規

〔平成20年2月28日〕
制 定

改正 平成25年10月24日

（設置）

第1条 東京藝術大学音楽学部教授会規則第7条第1項の規定に基づき、音楽学部教授会に運営会議（以下「会議」という）を置く。

（目的）

第2条 この内規は、会議の組織及び運営の方法その他必要な事項について定める。

（定義）

第3条 この内規において、「学科等」とは、作曲、声楽、オペラ、ピアノ、オルガン、弦楽、管打楽、室内楽、古楽、指揮、邦楽、楽理、音楽教育、ソルフェージュ、応用音楽学、音楽文芸、音楽音響創造、芸術環境創造の各学科・専攻等をいう。

（審議事項）

第4条 会議は次の各号に掲げる事項を審議する。

- （1）音楽学部及び大学別科の予算その他の運営に関する重要事項
- （2）音楽学部及び演奏芸術センターの教員の人事に関する事項
- （3）音楽学部、大学院音楽研究科及び大学別科の入学者選抜試験に関する事項

（組織）

第5条 会議は、前条各号に定める審議事項に対応し、以下の各号に定める区分で開催する。

- （1）運営会議（運営）
- （2）運営会議（人事）
- （3）運営会議（入試）

2 会議の構成員は、教授会構成員のうち、次の各号に掲げる者とする。

- （1）学部長
- （2）副学部長
- （3）東京藝術大学教育研究評議会規則第2条第8号に定める教育研究評議会評議員
- （4）学科等の主任
- （5）その他前項各号の区分ごとに別に定める者

（運営）

第6条 会議に議長を置き、学部長をもって充てる。

- 2 議長は、会議を招集する。
- 3 議長に事故あるときは、あらかじめ議長の指名した者がその職務を代行する。
- 4 議長は、前条第1項に定める区分ごとに、その議事進行等の職務を委任する者を、各構成員の中から指名することができる。
- 5 この内規に定めるものの他、運営会議の運営その他に関する事項は、前条第1項に定める区分ごとに別に定める。

附 則

この内規は、平成20年2月28日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この内規は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。